平成２４年（フ）第１９号
岐阜県瑞浪市下沖町２丁目29番地　ジュネス瑞浪101号、申立時の住所岐阜県土岐市駄知町902番地の466
債務者　山内　　操
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２７号
岐阜県中津川市新町１番16号　中央ビル401号、従前の住所岐阜県中津川市苗木1666番地の１　エルメゾンⅢ201
債務者　田山　　恵
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第６号
京都府南丹市園部町上木崎町宮ノ口34番地
債務者　藤田　政之
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
京都府亀岡市中矢田町馬場ノ溝17番地３
債務者　岡田　尚子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第３号
福岡県大牟田市大字手鎌46番地
債務者　小川　　隆
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第２５号
福岡県大牟田市大字草木1112番地　内田方
債務者　進藤　健吉
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１号
北海道滝川市江部乙町東11丁目７番26号江南団地108号
債務者　多田　敏春
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
北海道赤平市茂尻中央町南２丁目７番地
債務者　佐々木章江
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
北海道芦別市北５条西４丁目６番地　ことぶき団地66号
債務者　増井小太郎
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
北海道砂川市東４条北９丁目１番16号
債務者　西永　陽一
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第８号
北海道檜山郡江差町字茂尻町250番地の４
債務者　西田　幸枝
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第１７０号
神奈川県平塚市日向岡１丁目11番６号
債務者　藤原　　尊
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１８２号
神奈川県小田原市城山３丁目７番13号
債務者　新福　治子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３３号
新潟県新発田市豊町１丁目11番12号
債務者　渋谷　和幸
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３６号
新潟県村上市岩崩254番地
債務者　本間弥五左エ門
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３９号
新潟県村上市岩船中新町１番９号
債務者　東　　俊隆
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第４４号
新潟県村上市新町６番26号
債務者　片野　　博
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第４７号
新潟県岩船郡関川村大字中束134番地
債務者　伊藤　　登
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部